水産加工業原材料調達円滑化緊急対策事業の第2次受付開始について

- 1 募集概要 ※詳細は申請要領をご覧ください。
- 【目的】ウクライナ情勢の影響により、我が国の水産加工業者の加工原材料の調達や、国民生活・経済活動に不可欠な水産物の安定供給に支障が生じることの無いよう、水産加工業者における、①原材料の調達方法の変更に係る取組、②販路の維持・拡大を目指す取組、③加工機器の導入に係る取組等に必要となる経費を緊急的に支援します。
- 【助成要件】次の対象水産物を原材料として日本国内において水産加工品を製造する水産加工業者 (大企業、みなし大企業を除く)が、原材料の調達方法(調達水産物・調達先・調達経路)の 変更に係る取組、販路の維持・拡大を目指す取組、加工機器導入に係る取組等を行うこと。
- 【対象水産物】①さけ・ます類 ②にしん ③ひらめ・かれい類 ④たら類 ⑤ほっけ ⑥めぬけ類 ⑦えび類 ⑧かに類、⑨貝類 (つぶがい、あかがい) ⑩いか類 ⑪なまこ類 ⑫うに類 ⑬魚卵 ⑭海藻類 ⑮その他水産庁長官が特に必要と認めるもの

【助成率】2/3以内(中堅企業等を除く)、1/2以内(中堅企業等) 【助成上限額】1取組当たり5,500万円(1助成事業者当たりの上限も同様) 【助成対象】

- (1) 原材料の調達方法の変更(調達水産物、調達先、調達経路)等に関する取組に要する経費・運送経費(トラックへの積下等の運送に当たって附帯する経費を含みます。)、 運送のための製氷購入費
- (2) 新商品開発に関する取組に要する経費
 - ・原材料費、梱包用資材費、新商品開発用資材費、製品パッケージ作成費、専門家派遣費(専門 家による新商品開発指導)
- (3) 広告宣伝・販売促進に関する取組に要する経費
 - ・商談旅費、サンプル製品用原材料費、サンプル製品送料、広告宣伝費
- (4) 加工機器導入に関する取組に要する経費
 - ・水産物加工機器の導入経費、当該機器の設置費(既存の加工機器では新たな取組が実施できない場合に限ります。)
- ※ 計画認定された場合、4月1日以降に発注、実施している取組に係る経費(助成対象経費) について、支援を受けることが出来ます。
- 2 受付期間·申請方法

申請書の受付期間は令和4年9月15日から令和4年9月30日17時までです。お問合せ等はこの期間前でも随時対応します。申請方法は、次のホームページ掲載の申請要領に従い、所定の様式に必要事項をご記入のうえ、下記アドレス宛にメールで申請ください。

申請要領:当機構ホームページ https://www.fishfund.or.jp/jigyou8.html

3. 申請書類の提出先及びお問い合わせ先(土日祝日を除く)

公益財団法人水産物安定供給推進機構 小松 (こまつ)、笠原 (かさはら)

〒101-0042 東京都千代田区神田東松下町28-5吉元ビル6階

TEL: 03-3254-7045 E-mail: kinkyu@fishfund.or.jp